

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成27年12月10日(木) 午前10時00分～11時24分
会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 3 番 柳沢 英希、 7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、 11 番 神谷 直子、 12 番 内藤とし子、
14 番 鈴木 勝彦、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 神谷 利盛、 4 番 浅岡 保夫、 5 番 長谷川広昌、
6 番 黒川 美克、 10 番 杉浦 敏和、 13 番 北川 広人、
15 番 小嶋 克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、
福祉部長、地域福祉GL、生涯現役まちづくりGL、保健福祉GL、
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第 70 号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- (2) 議案第 71 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 72 号 高浜市表彰条例の一部改正について
- (4) 議案第 73 号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- (5) 議案第 74 号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について
- (6) 議案第 75 号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について
- (7) 議案第 76 号 平成 27 年度高浜市一般会計補正予算（第 3 回）
- (8) 議案第 79 号 平成 27 年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- (9) 陳情第 10 号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
- (10) 陳情第 11 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情
- (11) 陳情第 12 号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情
- (12) 陳情第 13 号 愛知県看護職員 15 万人体制などの実現を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る 12 月 7 日の本会議におきまして当委員会に付託となりました案

件は、既に配布されております議案付託表のとおり一般議案6件、補正予算2件、陳情4件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤とし子委員を指名いたします。それでは、当局から説明を加えることがあればお願いをいたします。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

- (1) 議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(16) 今回、法律に基づきまして個人番号の利用に関する条例、独自利用等市内連携についての条例が制定されるわけでございます。いよいよ1月1日からこのマイナンバーカードの制度が運用開始されるわけですけれども今、番号通知カードと個人番号カードの交付申請書、これが郵便局から配達されておりますけど、多分12月中には完了するかなと思っておりますけども、どれくらいの世帯の方に届いているのか、12月中にきちっと完了できるのか、いつ頃完了するのか、何かトラブルとかなかったのか、そういうことについてお伺いしたいと思っております。

答（総合政策） 通知カードの現在の配達の状態ということでお答えさせていただきますと、12月8日の午前9時現在なんですけど1万6,813通、91.5パーセントの世帯に対しまして送付をさせていただいておる状況でございます。未配達、残るものにつきましては1,562通ということになっておりますが、今月中には配達完了されるという見込みと聞いております。

問（16） あと1,562通ということですので、何とかきちっと完了していただきたいなと思います。それでこの通知カードこの交付申請書を、住民票のある住所地で受け取れない人というのは、いましたでしょうか。

答（総合政策） ただいまの御質問につきましては、実は所管が市民窓口グループになりますので私、総合政策グループのほうで把握していませんので、申しわけございません。よろしくお願いいたします。

問（16） わかりました。所管が違うということですがけれども気がついたことがありますして、昨日実はここで言っているのかどうかわかりませんが、なかなかお伝えする機会がないものですからお伝えしておきたいんですけれども、ホームページを見ましたところ、マイナンバー制度についてシンプルでわかりやすい内容だったんですけれども、はっと気がついたことがありますして、問い合わせ先のコールセンター、これ今11月2日に無料で総合フリーダイヤルの受け付けができるようになったと思うんですけれども、刈谷市のを見ましたらもう既にこの0120-950-178ですか、これは平日の9時半から22時まで、土日・祝日は9時半から11時30分までということで、これ無料になっておりますし、わかりやすく丁寧に説明してくださるということですので、残念ながら高浜市のホームページではこれがまだちゃんと掲載されておりましたので、ぜひこういうことも進めていただきたいなと思います。

答（総合政策） 今の御指摘に対しまして、早急に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（1） それでは第70号について、この条例を制定する理由について議案説明会等でも聞かせてもらったんですが、その中で庁内連携や独自利用という場合はあらかじめ条例で定めるという趣旨の説明があったと思いますが、改めてこの独自利用と庁内連携というものは、どういった意味なのか、教えてください。

さい。

答(総合政策) 独自利用と庁内連携の意味についての御質問でございますが、まず番号法の第9条第1項におきまして、個人番号を利用できる事務として別表第1に掲げる事務を規定いたしておきまして、いわゆる法定の事務と呼ばれる事務となっております。独自利用につきましては、この法定事務のほかに番号法第9条第2項におきまして地方公共団体の長、その他の執行機関は、福祉、保険もしくは医療その他の社会保障、地方税、または防災に関する事務、その他これらに類する事務であって条例で定める者の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人情報を利用することができる、と規定いたしておきまして、この規定に基づきまして条例で定める事務におきまして個人情報を利用することを独自利用といっております。また、庁内連携につきましては、同一機関内で個人番号を利用する事務の処理に当たって、他の個人番号利用事務実施者が保有する特定個人情報ファイルからデータ連携により特定個人情報の提供を受けて事務の処理を行う場合をいいます。

問(1) ありがとうございます。いろいろと多分今後、独自利用というものがふえてくるとお思いますので、それはまた厳正な運用をお願いします。続いて、第4条についてお伺いします。第2項のただし書き、ただしからのところですが「ただし、この規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号を利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合、この限りではない」と、このただし書きがありますが、このただし書きの趣旨について教えてください。

答(総合政策) 第4条第2項のただし書きの趣旨についてという御質問でございますが、番号法では情報提供ネットワークシステムから個人情報を取得できる場合は、情報提供ネットワークを利用することが原則ということになっております。従いまして法令等による事務において情報提供ネットワークを利用できる場合は、同一機関内の他部署からの庁内連携により情報を取得することは適切ではないという理由によりまして、ただし書きにより適用除外を規定するものだということでございます。

問(1) ありがとうございます。それでは同じ同条で4項の書面の提出に関

するみなし規定についてですが、その趣旨についても教えてください。

答（総合政策） 第4項におきますみなし規定の趣旨ということでございますが、この規定につきましては、例えば別表第2に掲げます事務の処理に際しまして、所得証明書や住民票の写しの添付が義務づけられている場合にあって、第4条第2項の規定により、庁内連携により特定個人情報の利用ができる場合には所得情報や住基情報を庁内連携により確認することができるため、これらの証明書の添付を省略することができるということを規定するものでございます。これによりまして、別表第2に掲げる事務の申請手続きを行う方にとっては、証明書の交付申請に係る手間や手数料の負担が軽減されるといったメリットがあるという取り扱いになります。

問（1） その個人番号の独自利用事務についてなんですが、例えば証明書等が今後、コンビニ交付等の利用をすることがあると思いますが、利用し始めたりすることがあると思うんですが、そういったコンビニ交付の利用は趣旨が異なるものと考えればよろしいのでしょうか。

答（総合政策） 今回の条例におきます個人番号の独自利用と、ただいまお話がありましたコンビニ交付等につきましては、個人番号カードの独自利用ということになりまして、これにつきましては全く別の内容と考えていただければと思います。御指摘の証明書等のコンビニ交付につきましては、先ほど申しましたように個人番号カードを利用して住民票の写し等の証明書をコンビニで受け取ることができるというサービスを提供するというものでありまして、今回制定いたします条例の趣旨は個人番号を利用して処理する事務や利用する機関、利用する特定個人情報の内容について定めるという違いがあるというものでございます。

問（1） ありがとうございます。今回この条例というものは多分、高浜市だけではなく近隣市でも同じような条例が制定されると思うんですが、そういった近隣市での状況が把握されていれば、教えていただければと思います。

答（総合政策） ただいま御指摘がありましたとおり、今回の条例につきましては個人番号の利用が開始されます来年1月1日までに、条例に基づく個人番号の独自利用する場合については、必ず制定しなければならないとされております。お尋ねの近隣市での独自利用の状況でございますが、碧南市では碧南市

心身障害者手当支給条例による心身障害者手当の支給に関する事務など5事務が。刈谷市では同様に、刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する事務など4事務が。安城市では同様に、安城市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務など3事務が。知立市では同様に、知立市母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等医療費の支給に関する事務などの9事務が、それぞれ別表第1で定められている、あるいは定める予定と伺っております。

問(1) ありがとうございます。やはりこのマイナンバーで、一番皆さんが心配されているのはセキュリティ面だと思うんですが、このシステムというのは国がやる地方公共団体情報システム機構というものに接続されると思うんですが、そういったシステム面とセキュリティ面の対策、そして高浜市独自でやるセキュリティ面というものを、どういったことを考えているのか教えてください。

答(総合政策) 地方公共団体情報システム機構と接続いたします情報提供ネットワークシステムの、こちらの安全対策ということにつきましては、システム面では各機関において個人番号を分散管理し情報提供ネットワークを介した情報のやり取りにつきましては、個人番号を直接のキイとして用いることはせず、住民票コードを基に連携する機関ごとに生成する符合、こちらをキイとして用いるとともに、暗号化されたデータによって通信するなど、複数の措置によって安全性を確保しております。また制度面では不正な情報提供がなされないよう情報提供のパターンごとに情報提供の求めができる機関、情報提供の求めに応じて情報を提供することができる機関、利用事務及び提供される特定個人情報それぞれ番号法の別表第2において限定されておりました、これらに違反した場合につきましては、従来よりも厳しい罰則が科せられるということは御案内のとおりでございます。次に市としての安全対策でございますが、ネットワークシステムにアクセスできる職員を限定しまして、IDとパスワードによる制限をかけるとともに、誰がどんな情報にアクセスしたのかをログとして残すことによりまして、不正アクセスへの防止を図ってまいりたいというものでございます。

意(1) ありがとうございます。そういったセキュリティ面というのは多分、

万全なシステムを組んで対応をされていると思いますが、こういったものというのは大抵人的なミス等でよく起こることがありますので、そういったことがないように皆さんの教育等しっかりしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

問(12) この参考書資料、説明会の資料の個人番号の利用範囲というところ、今独自の事務だとか庁内連携だとかちょっと説明がありました、もうちょっと詳しくとといいますか、この第1項だとか第2項、第3項などについてちょっともう少し詳しい説明をお願いいたします。

答(総合政策) 参考資料で御提示させていただいたものを復唱となってしまうということになってしまうかもしれませんが、まず第4条の第1項の関係につきましても、こちらは別表第1において独自利用する事務について規定することとするとしておるものでございまして、また別表第2において庁内連携による独自利用の事務について規定するというものと、3つ目にといたしましては番号法別表第2において、市長が行う事務であって他の行政機関等から特定個人情報の提供を受けることができるものとしてされているものについては提供を受けた特定個人情報を利用する事務に関して、これは包括的に規定するというものとなっております。第2以降につきましても、庁内連携による独自利用の事務について別表第2に掲げる機関が同表に掲げる事務について庁内連携により独自利用をする特定情報を規定するというものでございまして。また、第3項につきましても、別表第2において庁内連携により利用する自ら保有する特定個人情報についても包括的に規定をしているというものでございまして。第4項につきましても、独自利用の事務で庁内連携により特定個人情報の利用ができる場合においては他の条例規則、その他の規定によりまして当該個人情報と同一の情報を含む書面の提出につきましても、こちらは書面の提出があったものとするのみならずということで、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

委員長 ほかに。

問(11) ちょっとこの委員会で、ちょっと発言するのがはばかられますが、本当にどこで聞いていいのかわからないのでちょっとお聞きしたいのですが、

先日の行政連絡会議で、また聞きで申しわけないんですけど、町内会長さんにこの個人情報の番号とかを教えてくださいと言われたそうです。その中では、個人番号を出すのはちょっと不安だなという声も上がっていたようなのですが、どういったその不安を町内会長さんでさえ不安なのにその、一般の市民の方の不安を払拭できるのかということ、ちょっとお伺いしたいのですが。

答（総合政策） 行政連絡会におきまして、マイナンバーをお聞かせいただくことになるというお話をさせていただきましたのは、こちらは報酬を支払うものにつきましては、こちら税務署に源泉徴収を送るときにマイナンバーを付番、記載して送らなければならないということで、2月に発生する報酬分についてそういった事務が発生するのでマイナンバーを知らせていただくということになる、ということをお伝えさせていただいたということでございます。

問（11） 報酬をいただくので、その税金の関係で要るのだろうなというのは想定できるのですが、そういった番号を聞かれることについて不安に思われている方がいるということに対して、どういように払拭していくのかということをお聞かせ願いたい。

答（総合政策） 町内会行政連絡会の場におきましては、取得する、お聞かせいただくということだけをお話させていただいた面があるかもしれませんが、どうしてこれが必要なのかということは、機会あるごとに皆様に御説明をさせていただいて、このために行うと、または加えてこちらそのものについてのみの利用で行っておると、税情報に関するものだけで行っておるということで、何のために行っているのかということをお説明をして、させていただきながら番号を聞き取りをさせていただこうと思っております。

問（11） 番号を聞かれるっていうのは多分、その方たちもその税金のことでは多分わかられていると思うんですけど、その番号が誰にどう伝わって、どう使われるのかっていうのが、例えばその番号を聞いただけでその人の税金情報とか収入情報がわかってしまうのかということが多分不安だと思うんですけど、そういったところの不安をどう払拭していくのかっていうことを、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

答（総合政策） ただいまのお話にありました、不安ということの払拭ということですので、やはり番号をお聞かせいただく際に利用目的とか、安全対策を

こうしていますよとかいうことを、お伝えしていくことになろうかと思えます。
委員長 ほかに。

問(12) 先ほど1,500ですか、まだ未配達があるというお話がありました、ドメスティックバイオレンス、DVで市外に移って見える方たちについては、どのような対応をされていくのか、ちょっとその点をお示してください。

答(企画部) ただ今の御質問のDV等で住所をほかに移しているという方に対しては、実は別の取り扱いがされるということを聞いております。それぞれ所管のところがきちんとその辺は対応をさせていただいておるということでございます。また先ほどの個人番号の収集に係る安全対策ということでございますけれども、当然これは総務省等からもいろいろ指針が示されておられて、これを町内会長さんだけではなくって市からお支払いをする、報酬をお支払いされている方皆さんに共通する問題でございますので、その点はきちんと議会の議員の皆様方も含めて、当然職員も個人番号を市役所に提供するということになってまいりますので、全庁的にその辺の個人番号の取り扱いについてどう安全性を確保していくのかということについては、近々に職員向けの説明会等も開催するなどして周知を図ってまいりたいと、また適切な対応を取っていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 ほかに。

問(12) 今の番号を知らせるといいますか、という話も出ましたが、地方自治体については、いってみれば日本年金機構の個人情報流出事件が今年の春にあったんですが、総務省が各自治体に対策を求めたところ、その対策が取られないまま番号の付番が行われた自治体が2割くらいあるっていうのが出てくるんですが、そういう中で今回のこの制定がされていってしまうということになると、かなり番号記載だけをとっていいのか、義務付けているわけですから大変問題があると思うんですが、そういう点では今回の問題はまだ各委員に送られた、送られている、送られていない方もありますが、そういう状況の中で地域によっては裁判も始まったと聞いていますが、そういう点では制度の廃止しかないと思っているんですが、どのように考えてみえるんでしょうか。

答(企画部) この制度、法律そのものが既に国会の議決を経て、既に段階的に施行されておられて、御案内のとおり来年1月1日からはマイナンバーの

利用が始まるということでございます。もし制度を廃止をするということでありましたら、これは国会の場で改めて議論をしていただいて、法律を廃止していただくしかない、自治体としてはそれ以上の対応はできないということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ほかに。

問（８） 今質問を伺っていると、負の側面の話ばかり出てくるんですけども、基本的に市民から見て要は国民ですよ、何が良くなるかっていうのがわからないからこんな話がいっぱい出てくると思うんですよ。例えば消えた年金の話なんて名前と住所で名寄せして、それでぐちゃぐちゃになってこうどこかに行き先がわからなくなったっていうのが基本の、そもそもの原因だと思うんですね。これマイナンバーがつくってということによって、逆にいうとこの制度を始めたことによって、何が良くなるっていうことが前面に出てくるべきだと思うんですよ。今マイナンバーを振ったということに対して、基本的には建物でいうと基礎ができた。これ建物の付加価値をつけることによって、みんなに利益が享受できるようになる。基本的にはそういう制度だと思っているんですけども、この先どういうことをお考えなのかということがあれば、要はマイナンバーという制度を高浜市としてどう市民サービスの向上につなげていくかというところが基本的にはポイントだと思うんですけども、そういうことがあれば教えていただきたいんですけど。

答（総合政策） まずマイナンバー制度のそもそものところのお話をさせていただきますと、こちらマイナンバーで個人の方の税、社会保障の関係の情報を収集することによりまして、こちら公正な負担とサービスを皆様のところまで、隅々まで広げていくということを目的として、こちらのマイナンバー制度につきましては制度として開始されたというものでございます。高浜市としてどこにこれを活用していくかというお話につきましては、ただいま検討中でございます。今の現時点におきましては法の定める事務において活用していくというような状況でございます。今後例えば、マイナンバーカードを利用して高浜市の事務はどう向上していくかということについて、また検討をしていくというようなことも出てこようかと思っております。

問（８） 悪い面ばかりじゃなくって、いいところがあるということは前面

に出していただきたいというのと、基本的に思うのはよく役所なんかでたらい回しという話が出ますけども、これ一つのところでできるようになるんですよ。それとセキュリティの話がたくさん出てきますけれど、基本的にはイントラの世界の中でマスターを扱うだけであって、外のインターネット、要は市役所以外のところではそういう情報は出していかないというのが基本スタスタだと思うんですよ。だから基本的には考え方のところをきちっと押さえていただいて、問題を起こさないようにということをお願いしたいんです。その辺はそういう考え方でよろしいんですよ。

答（総合政策） ただいま委員から御指摘ありましたとおり、こちらネットワークにつきましては完全に分断をするということで、外との情報の交換するようなインターネットで、そういったものとは接続をしないということで閉じられたネットワークの中で行うというものなので、安全対策は万全であると考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 70 号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第 71 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（12） 議案第 71 号ですが、これ次の参考資料やあれを見させていただいたんですがとても難しい条例で、ポイントはどこかということをお教えいただきたいと思います。

答（人事） ポイントというところですけども、一元化法の施行に伴いまして共済年金が厚生年金に統合されることに伴いまして、旧共済組合期間、実は昭和 37 年以前に在職した者というものを有する者が、一元化法の施行日以後に新規裁定される場合、原則として厚生年金が支給されることになるため、そのた

めに必要な改正を行うものと御理解いただきたいと思います。

問（12） 昭和37年以前というとかかなり年齢的にも高いかと思うんですが、高浜市では該当するような方はみえるんでしょうか。

答（人事） 昭和37年以前となりますと約53年前で、そのころに在職していた旧共済組合員ということで今回の議会の議員の皆様及び、今非常勤職員となります対象者はいないと思われまます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第71号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第72号 高浜市表彰条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第72号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第73号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（12） この前総括質疑でいろいろ質問が出ましたのでちょっと聞くんですが、この南部第2ふれあいプラザになるわけですが、こちらを例えば、そういう該当しないといいですか、そちらの関係じゃない方が例えば2階の部屋を借りたいというときには、どのようになるのか教えてください。

答（総合政策） 利用の仕方に関しましては、現在の利用と全く変わりがないものと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 73 号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第 74 号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (3) 議案第 74 号についてちょっと質問なんですけども、今年で 42 年目を迎える形になるんですが、具体的に今回サービス等、今までいろんな部分で取り組んできていると思うんですけども、どんな形で今までそのサービスの充実に向けて取り組んできたのか、まずそこら辺のからちょっとお話をいただけたらと思います。

答 (介護保険・障がい) 具体的なサービス、どのように充実をしてきたのかというところですけど、まず私ども取り組んできた、重点的に取り組んできたのが相談支援ということになります。現在では社会福祉協議会に全面委託をしております、8 名体制で取り組んでいるという状況でございます。相談支援事業と同様に取り組んできたのが、力を入れて取り組んできたのが就労支援ということになります。いち早く市内に就労系のサービスを整備したということ。それから工賃倍増に向けた取り組みへの支援。それから就労に特化した相談員を設置して就労支援や定着支援、さらには総合サービスとの連携による企業体験の仕組みというものを設けております。また、こども発達センターを設置をいたしまして、障がいのあるお子さんの早期発見、早期対応といったところにも力を入れてきております。昨年度につきましては障がいのある方に限ったものではございませんが、権利擁護支援センターの設置、それから災害時要援護者支援システムといったところの導入も図ってきたというところでございます。

問 (3) 今回、こう見直しをしていくわけなんですけども、各障がい者団体さんへの説明だとか、そういったところというのは時間をかけて回る、説明を

してきてくださっているとは思いますが、どういう経緯で今回、こういう改正に至っていくのかというところを教えていただければと。

答（介護保険・障がい） まずもって障害者扶助料の見直しにつきましては、昨年度策定をいたしました障がい者福祉計画の中で明記をしているということは、申し上げておきたいと思えます。見直しに当たっての経緯ということでございますが、県内の状況を把握、分析をしたあと、特に今年度に入ってからには障害者施策審議会におきまして現状、課題、分析、結果などを御説明をさせていただきまして、基本的な考え方や見直し案などについて御審議をいただいたというところがございます。審議の内容を踏まえまして、障がい者団体、身体障害者福祉協会や手をつなぐ育成会といった障がい者団体のほか、障がい関係のNPO法人、それから特別支援学校に通う親の会といったところ、関係団体などに対しましても障がい者福祉計画を活用しまして、その中でこの見直しがどういった位置づけになっているのかというようなところを説明をして、見直しに対する意見を伺ってきたところがございます。最終的には今年の9月に入りまして、障害者施策審議会を開催をいたしまして、見直しについての御承認をいただき、上程に至ったという経過でございます。

問（3） ありがとうございます。丁寧に説明をしていただいたとは思いますが、説明をされていった中で皆さんからどういった意見だとか、どういった反応があったのか、そこら辺をまたお伺いできればと思えます。

答（介護保険・障がい） 団体さん、審議会からは本当にさまざまな御意見をいただいたというところで、この場を借りてお礼を申し上げたいと思っております。障がい者団体からは扶助料がなくなっても今すぐは困らないといったような御意見。必要とするサービス、例えばグループホームやショートステイ、居場所といったようなところを実施してくれるのならそれで良いといったような御意見をいただきまして、一定の御理解はいただけたと判断をしております。障害者施策審議会につきましては、いろいろ現状分析を行った中で近隣9市と比較して一般会計における障がい福祉関連経費や扶助料の割合が一番高いといったようなこと、恵まれた市に住んでいるなあといったこと。それから財政的なお話もさせていただいておりますので、財政的にはちょっとやむを得ないなあというようなこと。さらには国や県から手当をもらっているんだけど、さ

らに市から手当をもらう、こんなにもらってもいいのかと思った、といったような御意見もいただいているところでございます。

問（３） 今、国・県からもいただいているということだったんですけども、国とか県の動きとかって今後また何か、同じように変わってくるようなこととかは全くないですか。

答（介護保険・障がい） 国では、障害者総合支援法の３年後の見直しに向けた議論等が進められております。その内容としましては、主にサービスについてというところで、手当てについての議論までは踏み込んだところはないのかなあと思っているところでございます。

問（３） 今回の改正内容のポイントの中での年齢制限の設定で 65 歳以上、手帳の交付を最終的に受けるにおいて年齢が 65 歳以上である者には支給をしていかないよということなんですけどもこの、なぜ 65 歳としていったのかという部分について御説明をいただけたらと思います。

答（介護保険・障がい） 今回 65 歳以上とといった一つの基準を設けさせていただいたところでございますけれど、いくつかございます。ここ最近の新規の受給者の動向を見てみますとやはり高齢化の進展に伴って、身体機能の低下等に伴って手帳を取得されて手当の受給者になっているといったような傾向があります。したがって今後、高齢化が進んでくればこの手当はどんどんふえていくということになります。65 歳になれば介護保険サービス、それから年金の受給の対象者というところになってまいります。加えて、必要に応じて障がい福祉サービスも利用するということはできます。地域で生活していくためのサービスはもう充実していると判断をしたところであります。ちなみに愛知県の手当てにつきましては平成 21 年度から 65 歳以上を対象外としておりますし、県内の状況を調べてみますと 65 歳といった同様の規定を設けている自治体もあるというところで、総合的に判断して設定をさせていただいたというところでございます。

問（３） ありがとうございます。今回の改正で影響を受ける方々の人数だとか、また金額等を教えていただきたいと思います。

答（介護保険・障がい） 影響に伴う人数、金額ということでございますが、直近でこの手当の受給者は 1,650 名ほどでございます。改正によりまして 950

名程度になると見込んでおります。金額にしますと約3千万円の影響額になると見込んでおりますけれど、国や県からの手当が支給されない低所得者の方に対しては引き続き支給がされるような制度設計としておりますので、よろしくお願ひいたします。

意(3) ありがとうございます。今回、市町村も大きく決断した部分なのかなあと思いますけども、今の市の財政状況等も加味していきますとどういうふうに、公共施設もそうですし、ほかのサービスでも本当に必要な人に必要なサービスが行き届くような形で、またしっかりと持続可能ができるような形でやっていっていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第74号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第75号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第75号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

委員長 質疑を行います。

問(3) 補正予算書の55、56ページの障害者自立支援支給給付事業についてですけども、今回の補正で約9千万円増額となっておりますけども、どうして

ここまで補正額 9 千万円と膨れ上がっているのか、ちょっとその理由を教えてください。

答（介護保険・障がい） 今回の補正の理由でございますが、端的に申しますとサービスの利用者が増加したということがその要因であります。特に近隣市におけるサービス提供事業者数がふえているといったことが一つの特徴であると捉えております。利用者数につきましては直近の 9 月サービス利用分、これを前年度と比較してみますと実人数で約 90 名の増となっております。主な増加したサービスは就労継続支援 B 型、それから児童系のサービスで児童発達支援、それから放課後等デイサービスでございます。児童系のサービスの増につきましては、相談支援事業所からつながったケースばかりではなく、先ほども少し触れましたがこども発達センターからサービスにつながっているケースもふえているということで、センターの機能がしっかりと機能してきたと判断をしております。近隣の事業所の数についてでございますが、昨年 10 月と比較してみますと就労継続支援 B 型で 5 事業所、児童発達支援では 4 事業所、放課後等デイサービスでは 14 事業所の増となっております。

問（3） 実人数で 90 名増というお話をいただいているんですけども、その 90 名増というのはサービスの幅が広がったというか、サービスを受けやすくなったという、使われる利用者の方からするとすごく幅広くという部分で増という形でいいですか。

答（介護保険・障がい） 委員おっしゃるとおり、これまでサービスがなくて利用につながっていなかった方にとってもサービスの事業所ができれば、それだけの選択肢がふえたということで、そういったところにつながっていったということでございます。

問（3） 先ほど事業所についてかなりふえていますよというお話だったんですけども、市内でどのくらいの事業所数がふえているのか。先ほどの説明が近隣市含めての増なのか、市内で増なのか、そこら辺ちょっと詳しく教えていただけたらと。

答（介護保険・障がい） 先ほどの事業所の数の中に、市内での事業所で申し上げますと児童発達支援で 1 カ所ふえているということで、残りの事業所につきましては全て近隣市での増加ということでございます。

問（3） ありがとうございます。これだけ9千万円という大型な補正ということなんですけども、当初の見込み、当初予算編成の時の見込みというのがそこら辺が甘かったのか、そこら辺ちょっと説明をしていただきたいなと思います。

答（介護保険・障がい） 今年度の当初予算の編成に当たりましては、全庁的な方針に従いまして平成26年度の決算見込みで計上をさせていただいたというのが実状でございます。したがって、ほとんど伸びを見込んでいない形での予算計上ということになったのは事実でございます。ただ、先ほど申し上げましたようにこれだけ事業所が増加するという事は、少し想定ができなかった部分もあったということは御理解をいただきたいと思います。現在、来年度の予算編成中でございます。財政当局と調整した上で、しっかりと計上していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（3） ちょっと教えてほしいんですけどもその近隣市、先ほどの話だと高浜市内で1事業所ふえたという形で、ほかが近隣市ですよということなんですけど、そういった情報のやり取りみたいなものというのは近隣自治体ではあるんですかね、ないんですか。

答（介護保険・障がい） 事業所の指定につきましては、県が行っていることになります。したがって事業所がどこにできたというようなお話につきましては、市というよりは、どちらかといえば相談支援事業所に情報としては入ってくる。当然、県を通じて市にも入ってまいりますけれど、どちらかといえば相談支援事業所がその状況を把握するのが一番早い、そんなような感じでございます。

問（3） そういった情報が少しでもわかると少しでも予算も、利用者数がどれくらいふえるかという見込みはなかなか難しいかもしれないですけども、ある程度の見込みをしっかりとやっていかなければいけないかなという部分があるので、そこら辺もちょっとしっかりと見ていただきたいなと思います。最後なんですけども、介護給付費と訓練等給付費の決算額を見ますと25年が4億2,100万円、26年が4億5,400万円、平成27年度の見込みだと5億4千万円ということなんですけども、少しずつというか徐々に26年、27年、双方大きく膨らんできているんですけどもここら辺、市の財政を圧迫していく部分になってく

るのかなと思いますけども、今後の給付費についてどう見込んでいるのか、この伸びに対してどう対応していくかっていう部分をちょっとお話していただけたらと思います。

答（介護保険・障がい） 給付費が年々上昇しているということは高浜市だけに限ったことではございません。全国的に見ても近隣市でも同じような状況でございまして、国の予算で見ると毎年10パーセントから14パーセント程度の増と、近隣市でも10パーセント程度の伸びがあるということを伺っております。今後の見込みといたしましては、このまま事業所がふえたりして伸びが推移すると仮定をした場合、4年から5年後には10億円に事業費は達するのではないかと、そんな試算をしているところでございます。先ほど委員から少しお話がありました。今、国で財源確保を含めた制度の持続可能性についての議論がされております。しっかりとその動向は注視をしていきたいと考えております。それから対応というところでは、本市の場合は他市とは異なりまして相談支援事業所と行政がお互いにその支給決定の審議をする、そういった場を設けた上で支給決定を行っている。より他市と比べて精査された内容になっていると考えております。今後この支給決定のあり方については、再検討する必要があるのかなと思っておりますので、こういったところから着手していきたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（14） ページ59ページの保育サービス費、保育園管理運営事業の中の委託料、民間保育園運営委託料と扶助費の施設型給付費が増額になっておりますが、この主な理由を説明していただきたいと思っております。

答（こども育成） 今回この増額になっております主な理由でございしますが、子ども子育て支援新制度への移行に伴いまして、国からいろんな情報が制度改正で下りてきておりますが、その情報がちょっと遅れて出てきたということによりまして、本会議の説明でもありましたが地域区分の変更というようなことが主な理由となっております。具体的にはこの4月からスタートした新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付として施設型給付。それから家庭的保育のような小規模保育に対する地域型保育給付というものが新しく創設をされておりました。市町村の確認を受けた施設、事業の利用に当た

りまして財政支援を保障していく、そういったこととされておるものでございます。これら給付費の基本構造は、これは内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額であります、公定価格と呼んでおりますがこちらから利用者負担額を控除した額というものとされておりまして、この公定価格は地域区分、それから利用定員区分、認定区分といったもの、そういったものに応じて児童一人当たりの基本分の単価にいろんな加算がございますが、そういったものを加えたりしまして算定する仕組みということになっております。この基本分単価の算定に用いる先ほど申し上げました地域区分について、当初予算編成時には国からの情報で100分の3という数字を用いて算定をしておったところなんです、これが遅れて2月の段階、予算編成が終わったあとに国から示されてきた割合がこの100分の6という数字にふえた形で変更されております。この結果、民間保育所等への委託料や認定こども園等への施設型給付費の試算額、支払額が増額となっております。合わせまして、家庭的保育推進事業の地域型保育給付につきましても同様な理由で増額ということで、なっておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第79号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第3回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第79号の質疑を打ち切ります。

《意見》

(9) 陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
委員長 意見を求めます。

意(1) 陳情10号ですが、第6期介護保険料については基金の取り崩し等も見込まれていると思いますので。そしてまた所得段階は16段階と、高浜市はきめ細かい低所得者の方への配慮もされていると思いますので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(12) 私はこの陳情には賛成をいたします。介護保険料が今、県内でもトップクラスだということもありますし、それから社会保障における国の役割は自助・自立のための環境整備と、自然増も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していくと安倍内閣が言っているそうですが、やっぱりこの社会保障ということをきちんと生活の下に据えなきゃいけないので、特にこの介護保険やそれと障がい者の問題、子育て支援の問題。特に子育て支援の問題では認定こども園や保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育など、施設形態の違いによって働いている人の条件なんか格差があって違いますので、そういうことがないようにしてくださいというのがあります。特にそういう点では大きな問題があるかと思っています。それから先日、介護保険の利用料を全員、これから2割にしようという案が出されたと聞いています。特にそういう面でも大きな問題ですので、この陳情には賛成いたします。

意(16) すごい膨大な陳情事項が盛り込まれておりますけど、中身を見ていきますと3の子育て支援などについての①「子どもの貧困対策推進法」及び「子どもの貧困対策に対する大綱を受けて」ということがありますけれども、高浜市は既に生活困窮者支援事業の中で、本年の8月から子供の学習支援がスタートして、具体的な支援を実施しています。それと次のページの⑤番。児童虐待やいじめの早期発見に努め云々ということで、カウンセラーなど専門職を配置してくださいということですが、これも既にスクールカウンセラーを配置して取り組んでくださっております。こういったことから高浜市がもう既に実施していることも含まれておりますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(11) 趣旨のところに、安倍内閣は戦争できる国づくりと載っておりますので、もうそもそもその趣旨自体が反対させていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号についての意見を終了いたします。

(10) 陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(14) まず、お題目のところの大幅増員を求める陳情書ということで、陳情項目の2番目にも医師・看護師・介護士などを大幅に増やすようにという陳情でありますけども、そもそも医療に携わる人材の定着とか、あるいは育成というのが本分だろうと思いますので、ただただ大幅に増員を求めるこの陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(16) 陳情第11号ですけれども、厚生労働省はもう既にプロジェクトチームや関係審議会等で議論を経て、平成26年の10月1日には医療分野の雇用の質向上の取り組みが進められ、医療機関の勤務環境改善に関する改正医療法の規定が施行され、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に勤務、環境改善に取り組む仕組み、これ勤務環境改善マネジメントシステム、これが導入されております。こういったことをしっかりと支援をしていく取り組みが重要と考えますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) 陳情第11号について、賛成の立場で発言させていただきます。大変、病院関係では2交代制の病院もふえていますし、2交代制にするというのは看

看護師さんが足りないことから2交代制にしているということも聞いています。そうするという事は看護師さんの負担増で、またなり手が減っているということもあると思います。3交代の勤務でも準夜勤務だと夕方から夜中の1時、2時、3時という時間になるわけですが、そういう時間の生活を送っている方は子どもが夜泣きをするとか、やっぱりその準夜勤務、深夜勤務、勤務日数が多いものですからそういうことも出てくると思います。ぜひ、この陳情を採択していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号についての意見を終了いたします。

(11) 陳情第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(8) この陳情には、市政クラブを代表して反対ということで意見を述べさせていただきます。この陳情書の内容の最後のところで、国の責任で行うべき介護従事者の処遇改善という一言が書いてございますけど、そもそも民間の施設ですよ。これは経営者と労働組合、労働者。基本的に処遇については、自分たちが努力したことを結果的に返ってくる、これはやっぱり民主主義の世界の基本的な姿だと思います。国家が全てを決めるのではなくって、自分たちの努力で良くして介護施設に入られる方ふやしていただいて、自分たちの生活を良くする。これをなくしてしまうと改善という言葉がなくなってしまうので、そういう意味でいうといたずらに国が介在するというのは反対ですので、この陳情には反対させていただきます。

意(16) 陳情項目に、利用者2人に対しての人員配置基準ですけども、介護職員1人以上引き上げること、夜間の人員配置を改善すること、とありますが

今、介護、看護職員の配置は各施設とも3対1。また介護老人福祉施設が経過措置として4.1対1以上となっていますけれども、これを2対1となると大幅な職員の確保が必要となりますし、経営面でも困難な状況を招くのではと考えます。それで2025年にはこういった介護職員が1.5倍必要と推計されておりますので、まだまだこの要介護者がふえていく中で今後どういう対策をしていくか、こういったことをしっかりと考えていく必要があると思いますので、この陳情には反対とさせていただきます。

意(12) 陳情第12号に私は賛成をいたします。介護従事者の、今年も報酬が下げられたりして小規模デイサービスなどは、3割くらい辞めようかと迷っているというような新聞報道等もありました。そういう今後、介護の必要な人たちがふえてくるのにそういうことは非常に問題ですし、それからそれを本当に改善していくためには今、国が責任を持ってということについて意見を言われましたが、そういう問題が自治体としても放っておけない問題でありますので、もちろん事業者さんも頑張るって改善されるでしょうし、国がやっぱりそういう面では点数といいますか、こういう方はこういう点数というのがあるものから、そういうのをもっと引き上げていただくようにということで、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。

(12) 陳情第13号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情
委員長 意見を求めます。

意(3) 陳情13号に対しまして私、市政クラブを代表しまして反対の意見をちょっと述べさせていただきたいと思います。いきなり、いっぱい15万人に看護職員をふやせというような話であったり、医師不足の解消ということなん

ですけれども、環境面での意見が大幅に書かれているということだけであって、医師不足等にしましても本当に原因がどこにあるのかということも全く見ることもなく、普通に人数だけたふやせばいいというような安直な陳情なのかなと感じております。また患者側の、医師だとか例えば看護師さんとか、そういった医療行為に携わる方に対する接し方というんですかね、そういった部分もちょっと変わってきている部分もあるのでそこら辺も、患者側ももう少し医療行為を受けるに当たっての考え方というの、しっかりと考えていかないといけないのかなと。また、患者側でいうとまた、何でも病院に通うのではなくって、しっかりと自己管理も含めてやっていくという必要性もありますので、そういった部分でただ人数だけたふやせば全て円満解決というような、こういった形の陳情には反対をさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかに。

意(16) 陳情、この趣旨の中身を読みますと、愛知県の看護職員数の需要数は7万4,657人としていますが、需要数が7万4,657人ですけれど、この要望として愛知県においては現状の2倍に当たる15万人以上。この数字の根拠というか、ここら辺がちょっとよく理解をできません。それから項目の中の3番と4番には、医師数を大幅に増員、介護職員を大幅に増員することとありますけれども、先ほどお話ししましたように厚労省がこういった勤務環境改善マネジメントシステムを導入して、今しっかりと取り組んでおりますので、この陳情には反対をさせていただきます。

意(12) 陳情13号に私は賛成をいたします。この陳情趣旨の真ん中辺に書かれていますように、愛知県の平成23年の看護職員数は需要数と供給数に対し人口10万人対比で全国42位と、少ない実態にあるということが載っています。愛知県議会は2014年7月に、看護職員の確保対策の充実を求めて衆参議長に意見書を提出している。これほどの状態にあるということからいっても、この陳情は大変大事だと思います。賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第 13 号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありません。これより採決をいたします。

《採 決》

(1) 議案第 70 号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第 71 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第 72 号 高浜市表彰条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第 73 号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第 74 号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第 75 号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第 76 号 平成 27 年度高浜市一般会計補正予算 (第 3 回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第 79 号 平成 27 年度高浜市介護保険特別会計補正予算 (第 3 回)

挙手全員により原案可決

(9) 陳情第 10 号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(10) 陳情第 11 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

挙手少数により不採択

(11) 陳情第 12 号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求め
る陳情

挙手少数により不採択

(12) 陳情第 13 号 愛知県看護職員 15 万人体制などの実現を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いた
します。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任
願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 24 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長